

調達要求番号：

| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書 | | | |
|-----------------|--|-------------|--------------------|
| 物品番号 | | 仕 様 書 番 号 | |
| 使用済車両売払い | | GV-Z001013C | |
| | | 防衛大臣承認 | 年 月 日 |
| | | 作 成 | 令和 4 年 1 1 月 2 4 日 |
| | | 変 更 | 令和 年 月 日 |
| | | 作成部隊等名 | 別府駐屯地業務隊 |

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済車両（以下“車両”という。）の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

使用済車両

陸上自衛隊で不用となった車両のことをいう。

1.2.2

自動車リサイクル券

リサイクル料金の構成要素を含んだものをいう。

1.3 売払い

売払い車両及び売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

c) 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）[陸幕4第275号（44.10.1）]

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

- 契約の相手方は、“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下、“法律”という。）に基づき実施する。
- 契約の相手方は、法律に示す4つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業、破碎業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに下請

請負承認申請書を提出し、承認を受けた者とする。

2.2 引渡し

契約の相手方は、引渡し場所から解体・処分場まで搬送し、処分を行う。また、引渡しを受けた場合、受領書を提出する。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、車両に添付された自動車リサイクル券について、法律に基づき、使用済自動車として手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、引渡しを受けた車両を部品とする以外は転売してはならない。また、外観から自衛隊車両と判別できる車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームは、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通した際には損害賠償を請求する。

2.5 引渡車両の解体・処分

契約の相手方は、引渡車両の解体・処分にあたっては、必要に応じ官側の立ち合いを受ける。

2.6 処分要領

契約の相手方は、2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法律に示す基準に従ったプレス、せん断処理又は電炉等における溶解まで実施する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1-提出書類

| 番号 | 品名 | 数量 | 提出先 | 提出時期 | 注記 |
|-----------------|------------------------|----|-----|------------|---|
| 1 | 受領書 | 1部 | a) | 売払い品の引渡し時 | 様式は、GLT-CG-Z000001の図8による。 |
| 2 | 下請負承認申請書 ^{b)} | | | 入札開始前までに。 | 陸幕会第317号(27.3.5)別冊第1「入札及び契約心得」別紙様式16-1 都道府県知事の許可証を添付 |
| 3 | 作業工程表 | | | 契約書締結までに。 | - |
| 4 ^{c)} | 解体及び破碎(又は溶解)の工程写真 | | | 作業完了後15日以内 | 車台番号ごと、作業前、解体後、破碎(又は溶解)後に撮影する。 様式は、図1及び図2による。 |
| 5 ^{c)} | 解体証明書 | | | | 様式は、図3による。 |
| 6 ^{c)} | 破碎(又は溶解)証明書 | | | | 様式は、図4による。 |

注^{a)} 提出先は、調達要領指定書によって指定する。

注^{b)} 契約の相手方がフロン回収、解体、破碎の全てを実施する場合を除く。

注^{c)} 2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームだけ。

4.2 安全管理

売払い処分における作業は、安全管理に万全を期する。

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

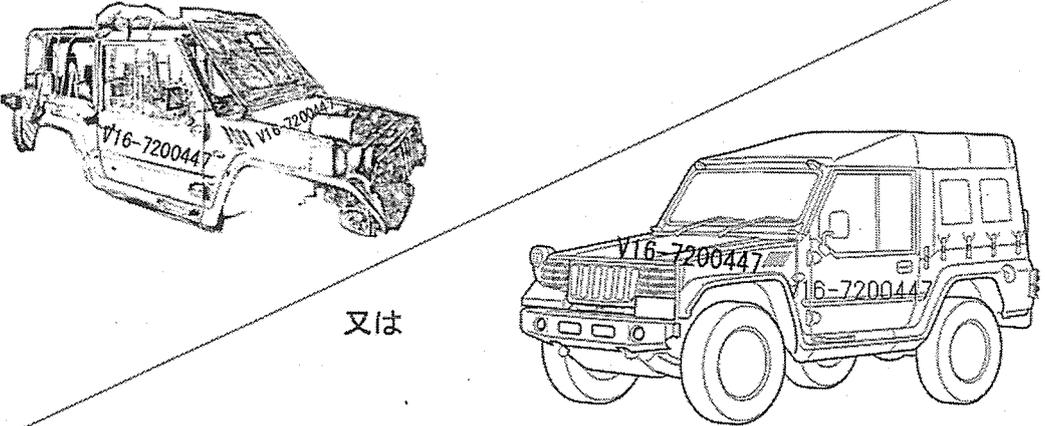
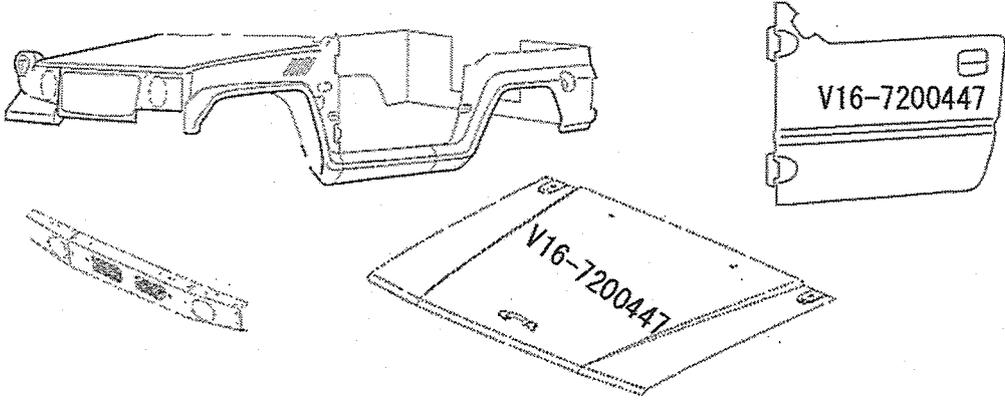
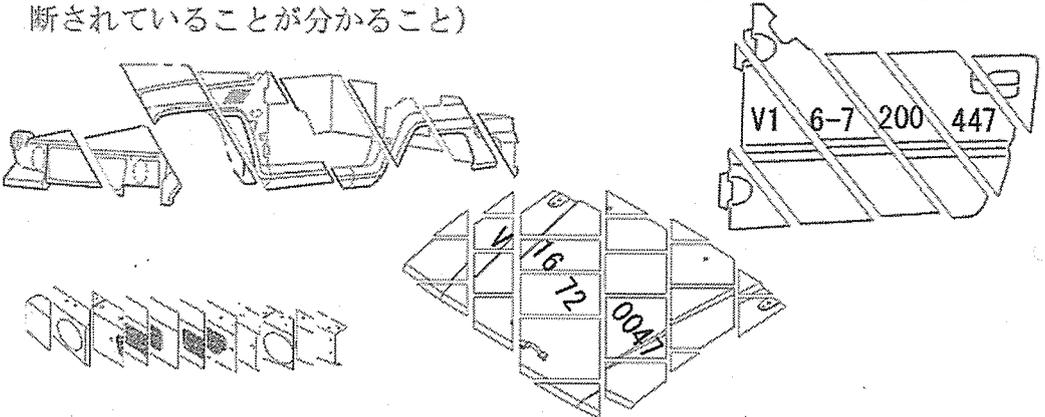
| | |
|--------------|---|
| 車台番号 (車番) | ○○○○○○○○ (○○-○○○○) |
| | キャビン・ボデー等外装部品 |
| 作業前 | 解体作業前の写真を添付 (絵はイメージ)  |
| 解体後 | 部品単位で分解・取り外した状態の写真を添付 (絵はイメージ)  |
| 破碎又は 溶解後 | 破碎 (切断) 又は溶解した状態の写真を添付 (絵は破碎 (切断) した場合の一例、その場合、官側で付した車台番号が切 断されていることが分かること)  |

図1-工程写真の様式

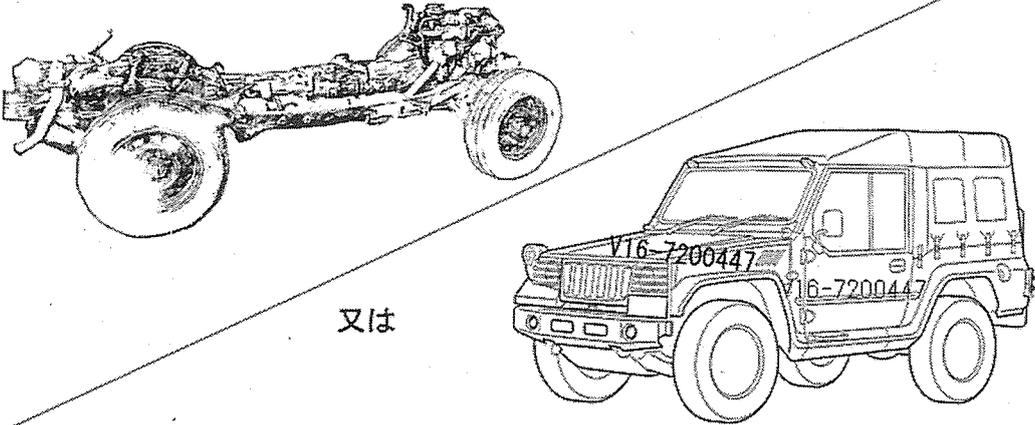
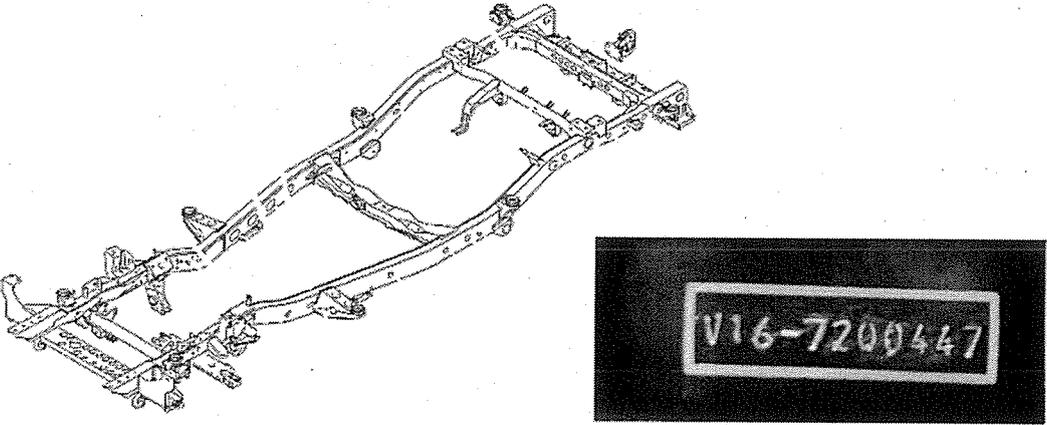
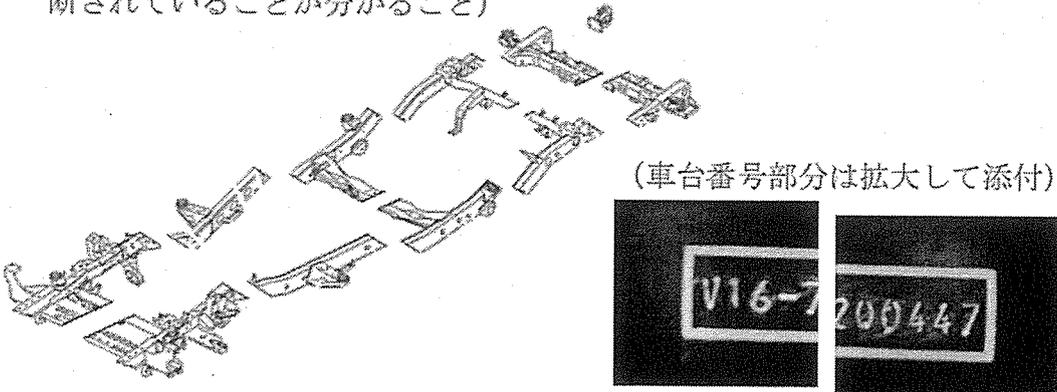
| | |
|--------------|---|
| 車台番号 (車番) | ○○○○○○○○ (○○-○○○○) |
| | フレーム |
| 作業前 | <p>解体作業前の写真を添付 (絵はイメージ)</p>  <p>又は</p> |
| 解体後 | <p>部品単位で分解・取り外した状態の写真を添付 (絵はイメージ)</p>  |
| 破砕又は 溶解後 | <p>破砕 (切断) 又は溶解した状態の写真を添付 (絵は破砕 (切断) した場合の一例、その場合、官側で付した車台番号が切断されていることが分かること)</p>  <p>(車台番号部分は拡大して添付)</p> |

図2-工程写真の様式

年 月 日

解体証明書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇
代表者名 印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2. 4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 証明書提出立会者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印
- 6 現地確認実施者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印

- ※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付
- ※ 現地確認を受けた場合には現地確認実施者を記載
- ※ 証明書提出立会者及び現地確認実施者が自署する場合は押印省略可

図3－解体証明書の様式

年 月 日

破 碎 (溶 解) 証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇
代表者名 印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について、次のとおり破碎（溶解）処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 溶解実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 溶解実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2. 4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 証明書提出立会者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印
- 6 現地確認実施者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印

- ※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付
- ※ 現地確認を受けた場合には、現地確認実施者を記載
- ※ 証明書提出立会者及び現地確認実施者が自署する場合は押印省略可

図4－破碎（溶解）証明書の様式

| | | |
|---------------|---------------|-----------------------|
| 調 達 要 領 指 定 書 | 発 簡 番 号 | |
| | 調 達 要 求 書 番 号 | |
| | 調 達 要 求 年 月 日 | 令 和 4 年 1 1 月 2 4 日 |
| | 作 成 部 課 | 別 府 駐 屯 地 業 務 隊 補 給 科 |
| | 作 成 年 月 日 | 令 和 4 年 1 1 月 2 4 日 |
| 品 名 | 使用済車両売払 | |
| 仕 様 書 番 号 | GV-Z001013C | |

指定事項：今回の使用済車両売払い契約は、収集、運搬及び処分とする。

1. 1.3に規定する名称、種類及び数量、引渡し場所は、次のとおりとする。

| 名 称 | 種 類 | 数 量 | 引 渡 し 場 所 |
|-------|--------|-----|------------|
| 使用済車両 | 資材運搬車 | 4 | 別府駐屯地 廃車置場 |
| | 野外炊具1号 | 3 | |

2. 2.1の一般的要求の売払いについては、この仕様書でいう“法”を遵守し使用済車両の収集、運搬及び処分を行うものとする。

3. 4.1の提出書類の提出先については、別府駐屯地業務隊補給科担当者とする。

4. 車両引き取りについては、担当者との調整の上行う、

5. 作業の実施に当たっては、午前8時15分から午後5時までの平日を基準とし、その時間を超える場合には、監督官等との調整によって所要の手続きをとるものとする。